

平成十四年二月

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正  
の説明書

外務省

目次

	ページ
一 概説	一
1 改正の成立経緯	一
(1) 背景	一
(2) 議定書の下における規制の強化	一
2 改正の受諾の意義	三
3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	三
4 早期国会承認が求められる理由	四
二 改正の内容	四
1 議定書の改正	四
2 この改正と平成九年の改正との関係	五
三 改正の実施のための国内措置	五
(参考)	六

1 改正の成立経緯

(1) 背景

(イ) 地球を取り巻くオゾン層は、生物に有害な影響を与える紫外線の大部分を吸収しているが、オゾンは塩素等により破壊される。冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄剤、スプレーの噴射剤等として広く使用されているフロン、消火剤として利用されているハロン等の物質は、大気中に放出されると成層圏に達し、そこで塩素等を放出する結果、有害な紫外線を吸収するオゾン層を破壊してしまう。

(ロ) 昭和五十年頃より行われてきたこのような指摘を踏まえ、昭和六十年（千九百八十五年）三月二十二日に、オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組みを設定する「オゾン層の保護のためのウィーン条約」（以下「条約」という。昭和六十三年（千九百八十八年）十二月二十九日に我が国について効力発生）が、また、昭和六十二年（千九百八十七年）九月十六日に、条約の下で、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し当該物質の生産、消費及び貿易を規制して人の健康及び環境を保護するための「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（以下「議定書」という。昭和六十四年（千九百八十九年）一月一日に我が国について効力発生）が、それぞれ採択された。条約と議定書の締約国は、本年二月四日現在、我が国を含め、それぞれ百八十四箇国、百八十三箇国である。

(2) 議定書の下における規制の強化

(イ) 議定書の作成後、その締約国の間で、オゾン層の破壊状況と規制措置につき更に検討を行ったところ、オゾン層の破壊が予想以上に進んでいることが判明し、平成二年（千九百九十年）六月のロンドン会合、平成四年（千九百九十二年）十一月のコペンハーゲン会合、平成七年（千九百九十五年）十二月のウィーン会合、平成九年（千九百九十七年）九月のモントリオール会合及び平成十一年（千九百九十九年）十二月の北京会合の五回にわたって規制措置の強化が図られた。

(ロ) 議定書の下における規制措置の強化（議定書の広義の改正）は、新たな規制物質の追加等を行う「改正」（狭義）及び既存の規制物質の規制スケジュールの前倒し等を行う「調整」の二つの方法で行われ、前者は、新たな国際約束の締結、後者は、いわ

ゆる機関決定（締約国の三分の二の多数決で採択され、すべての締約国を拘束する。）の形で行われてきた。

(ハ) 本件改正は、北京会合において採択された「改正」に係るものである。

<p>ロンドン会合 （平成二年六月二十九日決定）</p>	<p>調 整 （平成二年六月二十九日決定）</p>	<p>附属書Aの規制物質（フロン五種、ハロン三種）の規制スケジュールの前倒し</p>
<p>（平成二年六月二十七日）</p>	<p>改 正 平成二年六月二十九日採択 平成三年三月二十六日国会承認 平成四年八月十日効力発生 平成四年八月十日我が国について効力発生</p>	<p>附属書B（規制物質としてフロン十種、四塩化炭素及びメチルクロロホルムを掲げる。）の追加及びその規制措置を規定 附属書C（過渡的物質としてハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を掲げる。）の追加及びその監視を規定</p>
<p>コペンハーゲン会合 （平成四年十一月二十三日）</p>	<p>調 整 （平成四年十一月二十五日決定）</p>	<p>附属書A及び附属書Bの規制物質の規制スケジュールの前倒し</p>
<p>（平成四年十一月二十三日）</p>	<p>改 正 平成四年十一月二十五日採択 平成六年六月十四日効力発生 平成六年十二月二日国会承認 平成七年三月二十日我が国について効力発生</p>	<p>附属書CのHCFCを規制物質に改め、同附属書にハイドロフルオロカーボン（HFC）を追加し、その規制措置を規定 附属書E（規制物質として臭化メチルを掲げる。）の追加及びその規制措置を規定</p>
<p>ウィーン会合 （平成七年十二月十七日）</p>	<p>調 整 （平成七年十二月七日決定）</p>	<p>附属書Eの規制物質の規制スケジュールの前倒し</p>
<p>（平成七年十二月十七日）</p>	<p>（平成七年十二月七日決定）</p>	<p>（平成七年十二月七日決定）</p>

<p>モントリオール会合 (平成九年九月十五日 十七日)</p>	<p>調 整 (平成九年九月十七日決定)</p> <p>改 正 平成九年九月十七日採択 平成十一年十一月十日効力発生</p>	<p>附属書Eの規制物質の規制スケジュールの前倒し</p> <p>附属書Eの規制物質の規制措置を追加</p>
<p>北京会合 (平成十一年十一月二 十九日―十二月三 日)</p>	<p>調 整 (平成十一年十二月三日決定)</p> <p>改 正 (平成十一年十二月三日採択)</p>	<p>附属書A、附属書Bのグループ 及び附属書Eの各規制物質の 規制措置を追加</p> <p>附属書Cのグループ の規制物質の規制措置を追加</p> <p>附属書Cにプロモクロロメタンを追加し、その規制措置を規 定</p>

2 改正の受諾の意義

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、議定書の下で生産、消費等の規制の対象となる物質及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものである。我が国がこの改正を受諾することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正を受諾することにより我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 平成十六年(二千四年)一月一日以降、附属書Cの規制物質であるHFCの生産量が基準値を超えないことを確保するとともに、HFCの非締約国との貿易等を規制すること。
- (2) 我が国について効力が生じた日以降、プロモクロロメタンの消費量及び生産量を全廃するとともに、平成十五年(二十三年)二月二十五日までに、プロモクロロメタンの非締約国との貿易等を規制すること。
- (3) 検疫、及び出荷前の処理のための臭化メチルの年間使用量に関する統計資料を事務局に提出すること。

4 早期国会承認が求められる理由

オゾン層の保護という地球環境問題に対して我が国が積極的に協力するため、我が国がこの改正を速やかに受諾することが望ましい。

二 改正の内容

この改正は、議定書の改正に関する第一条、平成九年の改正との関係に関する第二条及びこの改正の効力発生に関する第三条から成り、その概要は、次のとおりである。

- 1 議定書の改正（括弧内の条文番号は、改正後の議定書における条文番号を指す。）
  - (1) 新たな規制措置の設定（第二条のF及び第二条のE）
    - (イ) 附属書Cのグループ に属する規制物質（三十四種類のHCFC）の生産量の算定値（各規制物質のオゾンを破壊する度合いを考慮して算出した値）を次のとおり規制する。

規制の期間	規制の内容	
	生産量	規則の特例
平成十六年一月一日からの各一年間	<p>生産量の算定値が次の(a)と(b)との平均値を超えないこと。</p> <p>(a) 附属書Cのグループ に属するHCFCの平成元年における消費量の算定値と附属書Aのグループ に属するフロンの平成元年における消費量の算定値の二・八パーセントとの和</p> <p>(b) 附属書Cのグループ に属するHCFCの平成元年における生産量の算定値と附属書Aのグループ に属するフロンの平成元年における生産量の算定値の二・八パーセントとの和</p>	<p>開発途上国の基礎的な国内需要を満たすため、上記で定義された値の十五パーセントを限度として規制値を超えることができる。</p>

(ロ) 附属書Cのグループ に属する規制物質（プロモクロロメタン）の消費量及び生産量の算定値（各規制物質のオゾンを破壊する度合いを考慮して算出した値）を次のとおり規制する。

規制の期間	規制の内容	
	消費量	生産量
平成十四年一月一日からの各一年間	零を超えないこと。	零を超えないこと。
		不可欠な用途に対する生産量及び消費量については、適用しない。

(2) 非締約国との貿易規制の強化等（第四条）

- (イ) 締約国は、HFCの非締約国からの輸入を平成十六年（二十四年）一月一日以降、禁止する。
- (ロ) 締約国は、プロモクロロメタンの非締約国からの輸入をこの改正の効力発生の日から一年以内に禁止する。
- (ハ) 締約国は、HFCの非締約国への輸出を平成十六年（二十四年）一月一日以降、禁止する。
- (ニ) 締約国は、プロモクロロメタンの非締約国への輸出をこの改正の効力発生の日から一年以内に禁止する。
- (3) 臭化メチルに関する資料の提出の義務付け（第七条）

締約国は、検査 及び出荷前の処理のための臭化メチルの年間使用量に関する統計資料を事務局に提出する。

2 この改正と平成九年の改正との関係

平成九年の改正の締約国である場合又はこの改正と同時に平成九年の改正の締約国となる場合を除き、いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、この改正の締約国となることができない。

三 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十一年十二月三日 北京において採択

2 効力発生 平成十四年二月二十五日

3 締約国 平成十四年二月四日現在 二十五箇国

ブルンディ、カナダ、チリ、コンゴ共和国、チェッコ、フィンランド、ガボン、ジョルダン、ルクセンブルグ、マダガスカル、マ  
レイシア、ミクロネシア、オランダ、ニュー・ジールランド、北朝鮮(\*)、ノールウエー、パラオ、パナマ、セント・ルシア、サモ  
ア、サントメ・プリンシペ、シエラ・レオーネ、ソマリア、トーゴ、連合王国

(\*) 我が国は、国家として承認していない。